

△招 集

川越地区消防組合告示第一号

平成三十年川越地区消防組合議会第一回定例会を次のとおり招集する。

平成三十年三月十九日

川越地区消防組合管理者

川 合 善 明

一 日 時 平成三十年三月二十六日 午後一時
二 場 所 川越地区消防局 三階講堂

△会 期

平成三十年三月二十六日 一 日 間

△議事順序

午後一時開会

一、日程第一、第二、第三については、会期を一日間と定め、議案提出書を公表し、地方自治法第百二十一条第一項の規定による出席者を報告する。

二、日程第四、会議録署名議員指名については、

柿田 有一 議員

高橋 剛 議員 を指名する。

三、日程第五については、平成二十九年十月四日以降受理した監査結果を報告する。

四、継続審査となっていた日程第六を議題とし、委員長報告の後、質疑、討論、採決の順により審議を行う。

五、日程第七以下については、提出案を単独議題とし、提案理由の説明の後、質疑、討論、採決の順により審議を行う。

なお、追加議案の提出があった場合は、日程に追加し、審議を行う。

六、一般質問の通告がある場合は、日程に追加し、これを実施する。

この予定は、時間延長しても終了する。

以上をもって第一回定例会を閉会する。

△議事日程

平成三十年三月二十六日 午後一時開議

日程第一 会期決定について

日程第二 議案提出書の公表について

日程第三 地方自治法第百二十一条第一項の規定による出席者の報告について

日程第四 会議録署名議員指名について

日程第五 監査結果の報告について

日程第六 消防庁舎及び訓練施設等に関する事について

平成三十年川越地区消防組合議会第一回定例会会議録

日程第七 議案第一号 川越地区消防組合消防本部及び消防署の設置に関する

条例の一部を改正する条例を定めることについて

日程第八 議案第二号 川越地区消防組合消防職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて

日程第九 議案第三号 川越地区消防組合手数料条例の一部を改正する条例を定めることについて

日程第一〇 議案第四号 平成二十九年川越地区消防組合一般会計補正予算（第二号）

日程第一一 議案第五号 平成三十年川越地区消防組合一般会計予算

△議場に出席した議員（二三人）

第一番 菊地 敏昭 議員 第二番 飯野 徹也 議員

第三番 小峯 松治 議員 第四番 小林 一薫 議員

第五番 吉野 郁恵 議員 第六番 桐野 一忠 議員

第七番 明ヶ戸亮太 議員 第八番 柿田 有一 議員

第九番 高橋 剛 議員 第一〇番 関口 勇 議員

第一一番 小野澤康弘 議員 第二一番 小ノ澤哲也 議員

第三番 片野 広隆 議員

△欠席議員（なし）

△地方自治法第百二十一条第一項の規定による議場に出席した理事者

管理者 川合 善明

副管理者 飯島 和夫

〃 栗原 薫

会計管理者 樋口 紀子

消防局長	高野春雄
次長	岸田隆
川越北消防署長	比留間富雄
川越中央消防署長	岸康弘
川越西消防署長	安田勇次
川島消防署長	吉田和広
総務課長	吉田敏行
予防課長	谷島忠雄
警防課長	橋本丈夫
救急課長	志村和宏
指揮統制課長	秋山浩利
	程島秀二

△議場に出席した職員

書記長	田宮修
書記	佐藤喜幸
〃	武笠浩
〃	青柳慎次郎

△開 会（午後一時五十二分）

○小林 薫議長 出席議員が定足数に達しておりますので、平成三十年川越地区消防組合議会第一回定例会の議会は成立しております。

これより開会いたします。

△日程第一 会期決定について

○小林 薫議長 直ちに会議を開きます。

日程に入ります。日程第一、会期決定についてを議題といたします。
お諮りいたします。川越地区消防組合議会第一回定例会の会期を本日一日間とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者がいる）

○小林 薫議長 御異議なしと認めます。よって、本組合議会第一回定例会の会期を本日一日間とすることに決定いたしました。

△日程第二 議案提出書の公表について

○小林 薫議長 日程第二、議案提出書の公表についてを議題といたします。
管理者より議案提出書が送付されましたので、書記をして朗読いたします。
（武笠 浩書記 朗読）

川消総発第一三六一号

平成三十年三月二十六日

川越地区消防組合議長 小林 薫様

川越地区消防組合管理者 川合善明

議案の提出について（通知）

平成三十年本組合議会第一回定例会に、下記の議案を提出いたします。

記

一 川越地区消防組合消防本部及び消防署の設置に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて

二 川越地区消防組合消防職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて

三 川越地区消防組合手数料条例の一部を改正する条例を定めることについて

四 平成二十九年川越地区消防組合一般会計補正予算（第二号）

五 平成三十年川越地区消防組合一般会計予算

○小林 薫議長 以上で公表を終わります。

△日程第三 地方自治法第二百一十一条第一項の規定による出席者の報告について

○小林 薫議長 日程第三、地方自治法第二百一十一条第一項の規定による出席者の報告についてを議題といたします。

管理者より通知のありました出席者については、配布しておきましたので御了承願います。

川消議会発第七九号

平成三十年三月十九日

川越地区消防組合管理者 川合善明様

川越地区消防組合議会議長 小林 薫

出席要求書

地方自治法第二百一十一条第一項の規定により、三月二十六日午後一時開会の川越地区消防組合議会第一回定例会に議会の審議に必要な説明のため、管理者並びにその委任を受けた者の出席を要求します。

川消総収第一三三六号

平成三十年三月二十六日

川越地区消防組合議会議長 小林 薫様

川越地区消防組合管理者 川合善明

出席通知書

要求により、平成三十年本組合議会第一回定例会に、別紙の者が出席します。

管理者 川合善明
副管理者 飯島和夫
〃 栗原 薫
会計管理者 樋口紀子

平成三十年川越地区消防組合議会第一回定例会会議録

消防局長 高野春雄

次長 岸田隆

〃 比留間富雄

川越北消防署長 岸康弘

川越中央消防署長 安田勇次

川越西消防署長 吉田和広

川島消防署長 吉田敏行

総務課長 谷島忠雄

予防課長 橋本丈夫

警防課長 志村和宏

救急課長 秋山浩利

指揮統制課長 程島秀二

△日程第四 会議録署名議員指名について

○小林 薫議長 日程第四、会議録署名議員指名についてを議題といたします。

会議規則第二条ただし書き及び会議規則第一条により、その例によることとされた川越市議会会議規則第八十八条の規定により、

柿田 有一 議員

高橋 剛 議員

を指名いたします。

△日程第五 監査結果の報告について

○小林 薫議長 日程第五、監査結果の報告についてを議題といたします。

監査委員より、平成二十九年十月四日以降本日まで六件の監査結果の提出がありましたので、報告いたします。

川消監発第二八号

平成二十九年十月二十三日

川越地区消防組合議会議長 小林 薫 様

川越地区消防組合監査委員 佐藤 明

同 片野 広 隆

出納検査の結果について（報告）

地方自治法第二百三十五条の二第一項の規定に基づき、平成二十九年九月分例月出納検査を執行したので、同条第三項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

川消監発第三〇号

平成二十九年十一月二十四日

川越地区消防組合議会議長 小林 薫 様

川越地区消防組合監査委員 佐藤 明

同 片野 広 隆

出納検査の結果について（報告）

地方自治法第二百三十五条の二第一項の規定に基づき、平成二十九年九月分例月出納検査を執行したので、同条第三項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

川消監発第三二号

平成二十九年十二月二十一日

川越地区消防組合議会議長 小林 薫 様

川越地区消防組合監査委員 佐藤 明

同 片野 広 隆

出納検査の結果について（報告）

地方自治法第二百三十五条の二第一項の規定に基づき、平成二十九年十一月分例月出納検査を執行したので、同条第三項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

川消監発第三三号

平成二十九年十二月二十一日

川越地区消防組合議会議長 小林 薫 様

川越地区消防組合監査委員 佐藤 明

同 片野 広 隆

定例監査の結果について（報告）

地方自治法第九十九条第四項の規定に基づき、川越地区消防組合の監査を執行したので、同条第九項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

川消監発第三六号

平成三十年一月二十三日

川越地区消防組合議会議長 小林 薫 様

川越地区消防組合監査委員 佐藤 明

同 片野 広 隆

出納検査の結果について（報告）

地方自治法第二百三十五条の二第一項の規定に基づき、平成二十九年十二月分例月出納検査を執行したので、同条第三項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

川消監発第三八号

平成三十年二月二十三日

川越地区消防組合議会議長 小林 薫 様

川越地区消防組合監査委員 佐藤 明
同 片野 広隆

出納検査の結果について（報告）

地方自治法第二百三十五条の二第一項の規定に基づき、平成二十九年一月分例月出納検査を執行したので、同条第三項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

△日程第六 消防庁舎及び訓練施設等に関することについて

○小林 薫議長 日程第六、消防庁舎及び訓練施設等に関することについてを議題といたします。

本件は、去る平成二十九年十月三日開会の第四回定例会において、地方自治法第九十九条第八項の規定により、閉会中の継続審査として消防庁舎及び訓練施設等に関する特別委員会に付託したものであります。よって、委員長より審査の経過並びに結果について報告を願います。

消防庁舎及び訓練施設等に関する特別委員長柿田有一議員。

（柿田有一消防庁舎及び訓練施設等に関する特別委員長登壇）

○柿田有一消防庁舎及び訓練施設等に関する特別委員長 消防庁舎及び訓練施設等に関する特別委員長報告を申し上げます。

本特別委員会は、平成二十九年十月三日及び本年三月二十六日の二日間にわたり消防局三階講堂において、平成二十九年十月三日開会の第四回定例会において地方自治法第九十九条第八項の規定に基づく継続審査の付託を受けました付議事件であります。消防庁舎及び訓練施設等に関することについてを審査いたしました。

第一日の会議は、消防庁舎及び訓練施設等に関することについてを議題として、理事者より川越地区消防組合新消防庁舎建設検討委員会の経過について説明を受け、種々質疑が行われました。

次に、今後の進め方についてを議題とし、委員間で協議を行いましたところ、次

回は川越地区消防組合新消防庁舎建設検討委員会の検討状況の報告を受け、調査を行うことを確認し散会いたしました。

第二日目の会議は、消防庁舎及び訓練施設等に関することについてを議題として、理事者より川越地区消防組合新消防庁舎建設検討委員会の検討状況について及び川越地区消防局・川越北消防署新庁舎整備基本構想について理事者より報告を受け、種々質疑が行われました。

次に、今後の進め方についてを議題とし、委員間で協議を行いましたところ、委員長発議として、本特別委員会に付託を受けました付議事件は、本組合における重要な課題であり、今後慎重に審査する必要があるため、本日中に調査を終了することとは困難であります。よって、地方自治法第九十九条第八項の規定に基づく継続審査とし、三月定例会終了後審査したい旨、会議に諮りましたところ、全員異議なく、本件を継続審査とすることに決定いたしました。

これをもって、本特別委員会の報告を終わります。

平成三十年三月二十六日

消防庁舎及び訓練施設等に関する特別委員長 柿田有一

川越地区消防組合議長 小林 薫様

○小林 薫議長 以上で、委員長報告は終わりました。

△質疑・討論・採決

○小林 薫議長 これより本件につき質疑、討論、採決を行います。
委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑ありませんか。御質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。討論はありませんので、これより本件の採決を行います。

委員長報告は、地方自治法第九十九条第八項の規定による継続審査であります。よって、本件を消防庁舎及び訓練施設等に関する特別委員長の報告どおり継続審査と

することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者がいる)

○小林 薫議長 御異議なしと認めます。よって、本件は消防庁舎及び訓練施設等に
関する特別委員長の報告どおり継続審査とすることに決定いたします。

△管理者挨拶

○小林 薫議長 申し上げます。管理者より発言の申し出がありますので、これを許
します。

(川合善明管理者登壇)

○川合善明管理者 本日は、平成三十年度の当初予算案を御審議いただきます第一回
定例会でございますので、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、日ごろから当組合の運営に対し格別なる御支援を賜
り、まことにありがとうございます。

さて、御承知のとおり、川越地区消防組合を構成する川越市、川島町ともに厳しい
財政状況でございますが、平成三十年度の当初予算案といたしましては、平成
二十九年年度の当初予算対比で〇・七%減の五十二億七千八百十九万六千円の予算規
模となっております。

主な施策といたしましては、水槽付消防ポンプ自動車の更新整備のほか、消防資
器材等の整備など初動消防力の強化を図るとともに、救急救命士及び救急隊員の知
識、技術並びに判断力の向上を図るため、救急ワークステーションを導入し、救急
業務体制の充実、高度化をより一層図っていくとすることでございます。

また、平成三十年度の当初予算案のほか、組合条例の一部を改正する条例案並び
に本年度の一般会計予算の補正がございます。詳細につきましては、消防局長から
説明いたさせていただきますので、何とぞ速やかに御審議の上、御賛同賜りますようお願い申
し上げます。

当組合といたしましても、市民、町民が安全安心を実感できるまちづくりのため

全力で取り組んでまいりますので、今後とも安全安心の確保という観点に立ちます
組合行政につきまして、議員各位の御指導と御協力を切にお願い申し上げ、結びと
いたします。

○小林 薫議長 以上で、終わります。

△日程第七 議案第一号 川越地区消防組合消防本部及び消防署の設置に関する

条例の一部を改正することについて

○小林 薫議長 日程第七、議案第一号、川越地区消防組合消防本部及び消防署の設
置に関する条例の一部を改正する条例を定めることについてを議題といたします。

議案第一号

川越地区消防組合消防本部及び消防署の設置に関する条例の一部を改正する
条例を定めることについて

川越地区消防組合消防本部及び消防署の設置に関する条例の一部を改正する条例
を次のとおり定める。

平成三十年三月二十六日提出

川越地区消防組合管理者 川 合 善 明

△提案理由の説明(消防局長)

○小林 薫議長 提案理由の説明を願います。

(高野春雄消防局長登壇)

○高野春雄消防局長 ただいま上程になりました議案第一号、川越地区消防組合消防
本部及び消防署の設置に関する条例の一部を改正する条例を定めることにつしまし
て、提案理由の御説明を申し上げます。

初めに、改正の趣旨でございますが、川越市において町の区域が新たに画された
ことに伴い、川越地区消防組合消防本部及び消防署の設置に関する条例の一部を改

正しようとするものでございます。

改正の内容でございますが、消防署の管轄区域を規定する別表中、川越中央消防署の項に豊田本三丁目、豊田本四丁目を加えようとするものでございます。

なお、この条例の施行期日を公布の日としようとするものでございます。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○小林 薫議長 提案理由の説明は終わりました。

△質疑・討論・採決

○小林 薫議長 これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。―御質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。―討論はありませんので、これより本件の採決を行います。

本件を原案どおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者がいる)

○小林 薫議長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決することに決定いたしました。

△日程第 八 議案第 二 号 川越地区消防組合消防職員の給与に関する条例の一部

を改正する条例を定めることについて

○小林 薫議長 日程第八、議案第二号、川越地区消防組合消防職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を定めることについてを議題といたします。

議案第二号

川越地区消防組合消防職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて

川越地区消防組合消防職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成三十年三月二十六日提出

川越地区消防組合管理者 川 合 善 明

△提案理由の説明(消防局長)

○小林 薫議長 提案理由の説明を願います。

(高野春雄消防局長登壇)

○高野春雄消防局長 ただいま上程になりました議案第二号、川越地区消防組合消防職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を定めることにつきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

初めに、改正の趣旨でございますが、人事院勧告の内容に準じて給料月額を改正しようとするものでございます。

次に、改正の内容でございますが、給料表全体の給料月額を平均〇・二%引き上げようとするものでございます。職務給ごとの改定率につきましては、一級が〇・三%、二級、三級、四級が〇・二%、五級、六級、七級、八級が〇・一%でございます。

次に、附則についてでございます。

附則第一項につきましては、本条例の施行期日等について定めようとするものでございます。施行期日につきましては公布の日とし、平成二十九年四月一日から適用しようとするものでございます。

附則第二項につきましては、平成二十九年四月一日前の異動者の号給の調整について定めようとするものでございます。

附則第三項につきましては、給料の内払いについて定めようとするものでございます。

附則第四項につきましては、附則への委任について定めようとするものでございます。

ます。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○小林 薫議長 提案理由の説明は終わりました。

△質疑・討論・採決

○小林 薫議長 これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。―御質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。―討論はありませんので、これより本件の採決を行います。

本件を原案どおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者がいる)

○小林 薫議長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決することに決定いたしました。

△日程第九 議案第三号 川越地区消防組合手数料条例の一部を改正する条例を

定めることについて

○小林 薫議長 日程第九、議案第三号、川越地区消防組合手数料条例の一部を改正する条例を定めることについてを議題といたします。

議案第三号

川越地区消防組合手数料条例の一部を改正する条例を定めることについて

川越地区消防組合手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成三十年三月二十六日提出

川越地区消防組合管理者 川 合 善 明

△提案理由の説明(消防局長)

○小林 薫議長 提案理由の説明をお願いします。

(高野春雄消防局長登壇)

○高野春雄消防局長 ただいま上程になりました議案第三号、川越地区消防組合手数料条例の一部を改正する条例を定めることにつきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

初めに、改正の趣旨でございますが、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、手数料徴収事務の適正化を図るため本条例の一部を改正しようとするものでございます。

改正の内容でございますが、人件費単価または物価水準の変動に伴い、現行の手数料の標準額との乖離が大きくなっている事務、及び事務の内容の変化に伴い、現行の手数料の標準額が見直されたことにより、五十項目の手数料の額を改定しようとするものでございます。

なお、この条例の施行期日を平成三十年四月一日としようとするものでございます。

以上で提案理由の説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○小林 薫議長 提案理由の説明は終わりました。

△質疑・討論・採決

○小林 薫議長 これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。―御質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。―討論はありませんので、これより本件の採決を行います。

本件を原案どおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者がいる)

○小林 薫議長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決することに決定いたしました。

△日程第一〇 議案第四号 平成二十九年川越地区消防組合一般会計補正予算（第二号）

○小林 薫議長 日程第十、議案第四号、平成二十九年川越地区消防組合一般会計補正予算（第二号）を議題といたします。

議案第四号

平成二十九年川越地区消防組合一般会計補正予算（第二号）
平成二十九年川越地区消防組合一般会計補正予算（第二号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第一条 歳入歳出の総額から歳入歳出それぞれ二千九百八十三万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ五十三億六千二百五十六万一千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第二条 地方債の変更は、「第二表地方債補正」による。

平成三十年三月二十六日提出

川越地区消防組合管理者 川 合 善 明

△提案理由の説明（消防局長）

○小林 薫議長 提案理由の説明を願います。

（高野春雄消防局長登壇）

○高野春雄消防局長 ただいま上程になりました議案第四号、平成二十九年川越地

区消防組合一般会計補正予算（第二号）につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

議案書四の二ページをごらんいただきたいと存じます。

第一条第一項、歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ二千九百八十三万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ五十三億六千二百五十六万一千円にしようとするものでございます。

第二項、歳入歳出予算の補正の款項の区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、四の二ページの第一表歳入歳出予算補正の金額にしようとするものでございます。

第二条、地方債の補正は、四の三ページ、起債の限度額を歳入予算補正後の組合債の金額に合わせ、第二表地方債補正の金額に変更しようとするものでございます。続きまして、別冊の平成二十九年川越地区消防組合一般会計補正予算説明書（第二号）により御説明申し上げます。

初めに、四ページの歳出をごらんいただきたいと存じます。

常備消防費四千七百五十四千円の増額は、職員人件費及び退職手当等の事業費の確定に伴い、増額しようとするものでございます。

次に、常備施設費一千二百八十万円の減額は、施設管理の事業費の確定に伴い、減額しようとするものがございます。

五ページに移りまして、川越水利施設費二百三十二万六千円の減額は、川越市消防水利の増設に係ります事業費の確定に伴い、減額しようとするものがございます。次に、利子二百七十四万五千円の減額は、組合分利子の償還金額の確定に伴い、減額しようとするものがございます。

引き続きまして、歳入の説明に移らせていただきます。

二ページをごらんいただきたいと存じます。

負担金三千五百四十六万六千円の減額は、消防組合負担金といたしまして、常備消防費の事業費の確定及び特定財源の追加に伴い、共通経費に係る川越市、川島町

分それぞれの負担金を減額しようとするものでございます。並びに水利施設費の事業費の確定に伴い、水利施設費に係る川越市の負担金を減額しようとするものでございます。

次に、物品売払収入三百七万七千円の追加は、不用品売払収入の確定に伴い、追加しようとするものでございます。

繰越金七百三十八万九千円の追加は、前年度剰余金といたしまして、剰余額の確定に伴い、追加しようとするものでございます。

三ページに移りまして、消防債二千三百三十万円の減額は、消防施設整備事業債といたしまして、消防ポンプ自動車、救助工作車各一台、高規格救急自動車二台、救急車に積載する高度救命処置用資器材並びに各種工事及び防火水槽に係ります事業費の確定に伴い、減額しようとするものでございます。

次に、消防費国庫補助金につきましては、歳入科目を新たに設定し、一千三百四十八万三千円を計上いたしました。消防施設等整備費補助金といたしまして、高規格救急自動車一台及び救急車に積載する高度救命処置用資器材の整備に係る国庫補助の採択に伴うものでございます。

以上、御説明申し上げました内容が、一ページにございます歳入歳出補正予算事項別明細書の総括にまとめたものの概要でございます。

なお、六ページ以降にございます附表一につきましては給与費明細書、附表二につきましては地方債に関する調書でございますが、説明は省略させていただきますと存じます。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○小林 薫議長 提案理由の説明は終わりました。

△質疑・討論・採決

○小林 薫議長 これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。―御質疑なしと認

めます。質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。―討論はありませんので、これより本件の採決を行います。

本件を原案どおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者がいる)

○小林 薫議長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決することに決定いたしました。

△日程第一 議案第五号 平成三十年度川越地区消防組合一般会計予算

○小林 薫議長 日程第十一、議案第五号、平成三十年度川越地区消防組合一般会計予算を議題といたします。

議案第五号

平成三十年度川越地区消防組合一般会計予算

平成三十年度川越地区消防組合一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第一条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ五十二億七千八百九十九万六千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第一表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第二条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十条第一項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第二表地方債」による。

(一時借入金)

第三条 地方自治法第二百三十五条の三第二項の規定による一時借入金の借入れの

最高額は、三億円と定める。

平成三十年三月二十六日提出

川越地区消防組合管理者 川合善明

△提案理由の説明（消防局長）

○小林 薫議長 提案理由の説明を願います。

（高野春雄消防局長登壇）

○高野春雄消防局長 ただいま上程になりました議案第五号、平成三十年度川越地区消防組合一般会計予算につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

議案書五のページをごらんいただきたいと存じます。

第一条第一項、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ五十二億七千八百九十九万六千円と定めようとするものでございます。

平成二十九年度当初予算と比較いたしますと、割合にして〇・七%、額にして三千五百二十万二千円の減額となっております。人件費及び普通建設事業費の減額が主な要因でございます。定年退職者の減少、消防車両等の整備に係る減額が主なものでございます。

第二項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額を五の二、五の三ページの第一表歳入歳出予算のとおりと定めようとするものでございます。

第二条、地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を五の四ページ、第二表地方債のとおり定めようとするものでございます。

第三条、一時借入金（借入れ）の最高額を三億円と定めようとするものでございます。

それでは、別冊の平成三十年度川越地区消防組合一般会計予算説明書によりまして御説明申し上げます。

まず、歳入でございます。

二ページをごらんいただきたいと存じます。

負担金の総額は四十九億九千五百七十四万九千円を計上いたしました。

消防組合負担金といたしまして、川越市、川島町それぞれの共通経費、非常備消防費、水利施設費、公債費、予備費及び川越市の消防用地費から成る内容でございます。

次に、消防使用料は八十万円を計上いたしました。行政財産使用料といたしまして、消防庁舎に設置されております自動販売機に係る見込み額でございます。

三ページに移りまして、消防手数料の総額は三百三万円を計上いたしました。危険物製造所等設置許可申請等手数料及び火薬譲渡等許可申請手数料に係る見込み額でございます。

次に、利子及び配当金は六十万五千円を計上いたしました。基金利子といたしまして、職員退職手当基金に係る見込み額でございます。

次に、物品売払収入一千円は科目の設定でございます。

次に、繰越金は二千万円を計上いたしました。前年度剰余金の概算額でございます。

四ページに移りまして、預金利子一千円は科目の設定でございます。

次に、受託収入の総額は一千四百三十七万八千円を計上いたしました。受託収入といたしまして、川越自警消防費、川越水防費から成る内容でございます。

次に、雑入の総額は一千四百六十三万二千円を計上いたしました。支弁金といたしまして、関越高速道路救急業務支弁金、雑入といたしまして、川越市、川島町それぞれの消防基金支払収入及び余剰電力売却収入等の見込み額でございます。

五ページに移りまして、消防債の総額は二億二千九百万円を計上いたしました。消防施設整備事業債といたしまして、水槽付消防ポンプ自動車二台、消防ポンプ自動車一台、高規格救急自動車二台、高度救命処置用資器材、給排水設備等改修工事及び防火水槽設置業務委託に係る見込み額でございます。

引き続きまして、歳出の説明に移らせていただきます。六ページをごらんいただきたいと存じます。

議会議費の総額は六百七十八万一千円を計上いたしました。消防組合議会議員の報酬等及び事務経費に係る所要額でございます。

七ページに移りまして、総務管理費でございます。一般管理費の総額は四百三十三万八千円を計上いたしました。特別職の報酬等及び事務経費に係る所要額でございます。

次に、公平委員会費の総額は九万一千円を計上いたしました。公平委員の報酬等に係る所要額でございます。

八ページに移りまして、監査委員費の総額は三十九万三千円を計上いたしました。監査委員の報酬等及び事務経費に係る所要額でございます。

九ページに移りまして、消防費でございます。常備消防費の総額は四十五億四千四百八十九万九千円を計上いたしました。事業につきましては、職員人件費、火災予防対策、救急高度化及び消防車両整備等の常備消防に係る内容でございます。

主な事業について申し上げます。

職員人件費につきましては、給料、職員手当等及び共済費に係る所要額でございます。次に、職員事務につきましては、消防学校、消防大学校等の教養及び研修、福利

厚生及び給貸与物品等に係る所要額でございます。次に、火災予防対策の推進と普及啓発につきましては、事業所の防火管理体制の

充実及び市民の防火意識の高揚を図るための普及啓発に係る所要額でございます。次に、消防車両整備につきましては、水槽付消防ポンプ自動車二台、消防ポンプ

自動車一台、高規格救急自動車二台の更新整備に係る所要額でございます。次に、救急高度化の推進につきましては、応急手当の普及啓発、救急救命士の養成及び救急隊員の資質向上等に係る所要額でございます。

次に、消防通信整備につきましては、高機能消防指令センター等の維持管理及び無線機の整備等に係る所要額でございます。

次に、川越北、川越中央、川越西及び川島の各消防署の消防活動業務費につきま

しては、消防活動資器材の整備に係る所要額でございます。

十三ページに移りまして、常備消防費の総額は一億三千七百二十三万三千円を計上いたしました。施設管理、川越市分消防用地費、消防庁舎改修、消防庁舎建設の各事業でございます。

十四ページに移りまして、非常備消防費でございます。川越非常備消防費の総額は七千九百九十九万二千円を計上いたしました。川越市消防団に係る消防団事務、消防団施設管理及び消防団車両管理の各事業でございます。

主な事業につきまして申し上げますと、消防団事務につきましては、消防団員の報酬、共済費、旅費及び消防団装備等の整備など、消防団運営に係る所要額でございます。

十五ページに移りまして、川島非常備消防費の総額は三千二百七十七万二千円を計上いたしました。川島町消防団に係る消防団事務、消防団施設管理及び消防団車両管理の各事業でございます。

主な事業について申し上げますと、消防団事務につきましては、消防団員の報酬、共済費、旅費及び消防団の装備等の整備など、消防団運営に係る所要額でございます。

十六ページに移りまして、水利施設費でございます。

川越水利施設費の総額は九千七百八十八万七千円を計上いたしました。川越市に係る水利施設管理及び消防水利の増設の各事業でございます。消火栓の設置及び維持管理、防火水槽設計業務委託等に係る所要額でございます。

十七ページに移りまして、川島水利施設費の総額は二百二十二万三千円を計上いたしました。川島町に係る水利施設管理の事業でございます。消火栓の維持管理等に係る所要額でございます。

次に、自警消防費でございます。

川越自警消防費の総額は一千七十七万円を計上いたしました。川越市自警消防隊運営事務及び川越市自警消防隊資器材管理の各事業でございます。自警消防隊に対

する補助金及び資器材等の維持管理に係る所要額でございます。

十八ページに移りまして、水防費でございます。

川越水防費の総額は三百六十八万八千円を計上いたしました。川越市水防団運営事務につきましては、水防団員の共済費、旅費等に係る所要額でございます。

十九ページに移りまして、公債費でございます。

元金の総額は三億三千八百六十八万一千円を計上いたしました。組合分、川越市分及び川島町分の元金償還に係る所要額でございます。

次に、利子の総額は一千三百五十二万八千円を計上いたしました。組合分、川越市分及び川島町分の利子償還に係る所要額並びに一時借入金利子の見込み額でございます。

次に、予備費でございます。

予備費といたしまして、四百五十万円を計上いたしました。

以上、御説明申し上げました内容が、一ページにございます歳入歳出予算事項別明細書の総括にまとめたものの概要でございます。

なお、二十ページ以降にございます附表一及び附表二につきましては、給与費明細書及び地方債に関する調書でございますが、説明は省略させていただきますと存じます。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○小林 薫議長 提案理由の説明は終わりました。

△質疑・討論・採決

○小林 薫議長 これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。

明ヶ戸亮太議員。

(明ヶ戸亮太議員登壇)

○明ヶ戸亮太議員 議長より発言の許可をいただきましたので、通告をしてあります

議案第五号、平成三十年川越地区消防組合一般会計予算について、何点か質疑を申し上げます。

まずは、平成二十九年度は台風二十一号の発生に伴いまして、川越地区消防局の皆様には市民の生命、財産を守るべく身を粉にして御尽力賜りましたこと、改めて御礼を申し上げます。

その台風二十一号の関連でございますが、きょうは三月二十六日です。ですので五カ月前、ちょうど五カ月前、被災地域において大きな動きがありました。三月二十六日から五カ月前なんですけれども、これについて川合管理者御存じですか、ちょうど五カ月前になるんですけれども、さまざま動きがあったかと思いますが、実はこの五カ月前です。十月二十六日、川越市社会福祉協議会が市民の方に対して災害ボランティアセンターの開設を行って、声かけが行われました。初めて市民の方たちの手による地域の再建というものが動き出した、私は非常に重要な一日ではないかなと考えております。

しかし、いまだ被災地域では、台風二十一号の傷跡というものはいえることなく、現地の方々は生活再建に取り組みされており、我々もまた改めて大規模災害の恐ろしさというものを再認識いたしました。

そこで、現場で活動され、誰よりもその危険性を感じ取っているであろう消防局の皆さんが今後、大規模災害対策をどのように講じていくのか、平成三十年年度予算にどのように反映され取り組まれていくのか、一点目にお伺いいたします。

二点目に、ドローンの導入についてお伺いします。

総務省消防庁でも災害時救助者発見を目的としたドローンの開発を行っており、自治体によつては既にドローンの導入、訓練を進めております。本地区消防組合としまして平成三十年度にドローンの導入や訓練などの取り組みのお考えがあるかお伺いをします。

三点目に、団員確保に向けての取り組みについてお伺いいたします。

地域の防災力向上、充実は全国的にも喫緊の課題と言われておりますし、本地区

消防組合においても同じ課題を抱えていると認識しております。そこで、平成三十年度はどのような団員増の施策を実施していくのかお伺いいたします。

四点目に、女性職員の採用についてお伺いいたします。

総務省消防庁では、全国の女性消防吏員の目標を5%に掲げておりますが、本消防組合では、三十年度の女性職員の増加に向けてどのように取り組んでいくのかお伺いいたします。

五点目に、消防局庁舎建設事業の業務委託料についてお伺いいたします。

消防局庁舎建設に向け建設案策定等が委託業務として行われますが、その業務委託の詳細についてお伺いしまして一回目といたします。

(志村和宏警防課長登壇)

○志村和宏警防課長 所管事務につきまして御答弁申し上げます。

台風二十一号を受けた平成三十年度の取り組みについてでございますが、現在、川越市では埼玉県から土砂災害警戒区域が六カ所、土砂災害特別警戒区域が四カ所の指定を受けており、台風二十一号の際には、当該区域に対し避難準備情報が発令されたところでございます。一たび土砂崩れが発生しますと人命にかかわる甚大な災害となることから、迅速な消防活動を図るため土砂災害対応訓練の実施を予定しております。

続きまして、ドローンの導入の取り組みについてでございますが、平成二十九年に担当課においてドローンにかかわるセミナー等に参加するとともに、川越地区消防組合消防車両等検討委員会において導入に向けた検討を開始いたしました。

ドローンは災害時の情報収集手段として有効である反面、墜落のリスク管理や運行管理体制の構築など、解決しなければならない問題も多く存在いたします。当消防組合といたしましては、他市消防本部の運用実績と今後のドローンの性能向上を見据えながら、川越地区消防組合消防車両等検討委員会において継続して諸課題を検討してまいります。

以上でございます。

(谷島忠雄総務課長登壇)

○谷島忠雄総務課長 初めに、消防団員確保の取り組みにつきまして御答弁申し上げます。

若い人材を確保する手段として学生の加入促進が期待されておりますところで、継続的に消防団活動に取り組み、地域社会へ貢献した学生についてその功績を認証することにより、学生の就職を支援し、消防団への加入促進、消防団活動の活性化につなげるため、学生消防団員活動認証制度の導入を検討しております。

地方公務員の入団促進の取り組みとして、市役所新採用職員研修時に消防団活動及び入団について説明し、入団促進を行っております。平成二十年四月には、川越市消防団では活性化委員会を立ち上げ、消防団員の確保等について検討し、消防団員募集活動を実施するなど、団員の確保に向け取り組んでまいりました。

取り組みといたしましては、回覧用の団員募集チラシを作成し、市内全自治会に回覧を行いました。また、消防団員募集ポスターを作成し、市役所庁舎、事業所、大学等に掲示をお願いし、入団促進を進めてまいります。また、毎年、消防団員が管内の駅舎や行事等の会場において消防団員募集チラシ等を配布し、団員募集のPR活動を実施しております。

次に、埼玉県が実施している福利厚生事業の埼玉県消防団応援プロジェクトの拡充に向け、川越市、川島町の事業所や店舗等に消防団応援の店への登録を積極的に働きかけ、福利厚生事業の拡充を図り、入団の促進につなげてまいりたいと考えております。

次に、団員確保の予算につきましては、消耗品費に十九万二千元、印刷製本費に六万六千元を計上しております。消耗品費につきましては、消防団員募集広報用品の購入を見込んでおります。また、印刷製本費につきましては、消防団員募集ポスターの作成を見込んでおります。

次に、女性職員増加の取り組みにつきまして御答弁申し上げます。

女性職員の増加への取り組みについてでございますが、平成二十八年四月一日現

在における女性消防職員の全国割合が二・五%の中、当組合では平成二十八年四月一日から五年間を期間とする川越地区消防組合における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画を平成二十八年三月に策定し、女性職員の仕事と家庭の両立の推進を図るための取り組みを実施しております。この計画におきましては、女性管理職の割合を平成三十三年度までに五人以上、女性職員配置人数を平成三十三年度までに二十四人以上を数値目標としております。

目標達成のための具体的な取り組み内容でございますが、消防大学校女性活躍推進コースに女性職員一名の入学に係る予算を計上しておりますところでございます。また、女性職員配置人数の増員につきましては、消防職が女性にとっても魅力ある職業でありますことを啓発するため、募集案内及び募集ポスターの作成のための予算を計上しているところでございます。

なお、平成三十年三月現在の女性職員数につきましては、管理職三人を含む二十人が実員数でございます。職員定数四百二十八人に対する女性職員の割合は四・六%でございます。

以上でございます。

(岸田 隆次長登壇)

○岸田 隆次長 御答弁申し上げます。

消防局庁舎建設事業の業務委託料の内容についてでございますが、消防局川越北消防署新庁舎建設基本計画作成支援業務委託でございます。

委託の内容でございますが、本設計を始める前段階において新庁舎を建設する上で必要となる庁舎の規模、構造並びに建設事業費及び事業手法などの案を作成するための業務でございます。

業務費でございますが、所要額といたしまして六百二十一万円を予算計上してございます。

以上でございます。

(明ヶ戸亮太議員登壇)

○明ヶ戸亮太議員 それぞれ御答弁をいただきました。

一点目に、台風二十一号を受けての三十年度の取り組みについてお伺いをいたしました。

特徴的な取り組みといたしましては、土砂災害対応訓練の実施と御答弁がありました。では、具体的にどのような計画のもと実施されるのか二回目に確認をさせていただきます。

まずは、土砂災害対応訓練の実施スケジュールについてお伺いいたします。

あわせて、実施するといいますが、全ての方が参加ができるというものではございません。その際、訓練に参加できなかった方にも、土砂災害が起きたときに対応できるだけの下準備というものが必要であると考えております。そこで、土砂災害対応訓練の訓練内容というものを今後はマニュアル化をして、その訓練に参加できなかった方でも一定の対応が行えるような事前の周知活動等というものを行うお考えがあるか確認をさせていただきます。

続いて、ドローンについて御答弁をいただきました。

まだ課題が多く残されているというお話でしたが、今回、引き継ぎを行うに当たって消防局の広報のほうを拝見させていただきましたら、平成二十九年九月三日に川島町総合運動場にて第三十二回となる川島町消防団による川島町総合防災訓練が実施されたと確認をさせていただきました。その総合防災訓練ではドローンが導入され、建物の屋上にいる救助者を想定した飛行訓練、撮影を行い地上のテレビ画面で状況確認をする形で活用をされたと拝見いたしました。川島町消防団で効果的だと考えるのであれば、ぜひ、こちらはその後三十年度も検討調査というものを進めていただければ幸いです。

こちらにつきましては、川島町のほうで取り組まれているということですので、副管理者の飯島副管理者、よく御存じかなと思いますので、そちらは御検討よろしくお願いたします。

続いて、団員確保について確認をさせていただきます。

チラシの回覧やポスターの設置、各所でのPR活動と、さまざまな取り組みを行っていただいていると確認をさせていただきました。では、現状既に入団されている方たちに、どのPR活動をきっかけに入団をされたのか検証することで、今後のPR活動をより効果的に実施することができるのではないかと考えております。

例えば、今三つほどお答えいただきましたが、各所でのPR活動で入ったよという方が九割いるのであれば、残りの二つの手法というものは改善が必要で、また、ほかの例えばチラシを見て入ったよという方が多いのであれば、その手法というものが使われるべきであるということが検証できます。これまでの検証をせずにこれまでと同じやり方をしていけば、そこに無駄が生じてしまうことも考えられると思いますので、ニーズを捉えた内容へ変更する必要があると考えますし、今後これまでの取り組みの検証を行って、より効果的な団員確保を行うためにも今後の新入団員を対象にアンケート等で入団の経緯を数値化するべきと考えますが、いかがお考えか確認をさせていただきます。

また、消防団応援の店ですが、やはり入団するに当たって必要なものは、御家族の同意であると考えております。そこで、家族向けのサービス提供店をふやすことで円滑な入団が可能となると考えますが、今後どのような店舗拡大を図るのかお伺いをいたします。

続いて、女性職員の増加の取り組みについてお伺いをさせていただきました。これまでの取り組みを確認させていただきましたが、募集案内やポスターを作成してPRに努めているとのことですが、女性が見て、この職場で働きたいなど思ってもらうことが必要です。そのためには、女性のアイデアというものを企画の中に取り入れる必要は当然ながらありますし、企画をつくる段階でその女性の職員の方々の声というものを反映すべきと考えております。

三十年度も募集案内やポスターを作成すると思いますが、その際、女性の意見などのように企画内容に反映させるのかお伺いをいたします。

続いて、業務委託についてお伺いします。

業務委託の内容について確認をさせていただきました。本設計を始める前段階として新庁舎建設に当たり必要となる規模や構造、費用や手法について業務委託をして案を作成するとの御答弁でございました。では、その委託業務を選定するに当たり、選定方法というものをどのように行うのかお伺いします。

続けて、業務委託を行うに当たり一点ほど懸念される点があるので述べさせていただきます。

それは業務委託をした後、先ほど御答弁をいただきました規模や構造や費用、手法についてを全て委託先で協議決定した形で本川越地区の消防局に戻ってきては、今後その庁舎で働く方々、現場の方々の声というものが反映されないではないかなという点です。

例えば、外部委託ではなく組織内にアドバイザーなどを招いて協議することなども方法の一つとしては考えられますし、現場の声を反映させるならば、そのほうが密な協議ができるかもしれません。それらの問題を払拭するためにも、例えば業務委託をしたら、その後一任とするのではなくて、計画策定中にも委託先と現場で働く職員の方々と意見のキャッチボールを行い、その声が反映される場を設けるべきと考えますが、お考えを確認をさせていただきます。私の質疑とさせていただきます。

(比留間富雄次長登壇)

○比留間富雄次長 土砂災害対応訓練のスケジュール及び訓練内容のマニュアル化につきまして御答弁申し上げます。

初めに、土砂災害対応訓練のスケジュールについてでございますが、本格的な台風シーズンを迎える前までに実施したいと考えております。しかしながら、訓練会場は民間の土木業者が保有する残土置き場を借用する予定でありますので、業者のスケジュールと調整を図りつつ訓練を計画してまいります。

次に、訓練内容のマニュアル化についてでございますが、当消防組合における明確な活動方針等を確立し、有事の際、全ての職員が迅速かつ効果的な活動を行うこ

とができるよう、土砂災害活動要領を現在策定中でございます。今後さらに検討を重ね、策定が済み次第、全職員に周知する予定でございます。

以上でございます。

(岸田 隆次長登壇)

○岸田 隆次長 御答弁申し上げます。

初めに、新入消防団員の取り組みについてでございます。

今後、新入団員を対象にアンケート等を実施し入団経緯を検証することにより、より効果のある消防団員の確保の取り組みに検討をまいります。

次に、消防団応援の店につきましてでございます。

飲食店、百貨店、娯楽施設、子供対象の店舗などへの登録を働きかけてまいりたいと考えてございます。

続きまして、二点目でございます。募集案内、ポスター関係でございます。

募集案内及び募集ポスターの企画立案につきましては、事務を所管する総務課職員担当で事務執行をしております。募集案内には先輩職員からメッセージとして、出産し育児休暇取得後に復帰した女性職員のコメントを記載し、募集ポスターには女性職員が活動する姿を掲載するなど、男性だけではなく女性にとっても魅力があり働きやすい職場であることを広報しておりますが、現在、担当内の職員は男性職員のみに配置してあることから、企画立案の段階から組織的に女性職員への意見を反映させるまでには至っておりません。

今後、募集案内や募集ポスターの企画立案段階から女性職員の意見も取り入れるなど、より一層、女性にとつて魅力があり働きやすい職場であることを広く広報してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

(高野春雄消防局長登壇)

○高野春雄消防局長 御答弁申し上げます。

委託業者の選定方法についてでございますが、現段階におきまして選定方法は具

体的に決定しておりませんが、金額だけの競争ではなく、消防庁舎の設計実績、策定に当たつての消防組合の支援体制や基本構想に対する業者のイメージなど、本消防組合の考え方に適した業者を選定できるよう検討してまいります。

作成するに当たり、委託後は全て業者任せにするのではなく、計画策定中にも現場の声が反映される場はあるのかについてでございますが、基本計画の策定に当たつては、訓練施設や庁舎整備など、実際に使用する職員の意見がなければ策定できないことが数多くございます。そこで、委託業務中は本消防組合に接しております消防局庁舎建設検討委員会の意見を現場の声として十分に基本計画に反映させてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○小林 薫議長 他に御質疑ありませんか。―御質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。―討論はありませんので、これより本件の採決を行います。

本件を原案どおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者がいる)

○小林 薫議長 御異議なしと認めます。よつて、本件は原案どおり可決することに決定いたしました。

△閉 会

○小林 薫議長 以上をもつて川越地区消防組合議会第一回定例会の議事全部を終わりました。よつて、これをもつて会議を閉じます。

閉会いたします。

午後二時四十六分 閉会

△会議の結果

日程第一 会期決定について

原案可決

本日一日間と決定した。

日程第二 議案提出書の公表について

議案提出書を公表した。

日程第三 地方自治法第二百一十一条第一項の規定による出席者の報告について

出席者の一覧を配布した。

日程第四 会議録署名議員指名について

議長指名のとおり決定した。

日程第五 監査結果の報告について

監査結果の提出について報告した。

日程第六 消防庁舎及び訓練施設等に関することについて

委員会の結果について委員長が報告した。

日程第七 川越地区消防組合消防本部及び消防署の設置に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて

原案可決

日程第八 川越地区消防組合消防職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて

原案可決

日程第九 川越地区消防組合手数料条例の一部を改正する条例を定めることについて

原案可決

日程第一〇 平成二十九年川越地区消防組合一般会計補正予算（第二号）

原案可決

日程第十一 平成三十年川越地区消防組合一般会計予算